

とがあるからです。

しかし、奥さん自身の老齢年金はないといったように、全面的に年金の保障をうけられるという立場でもなく、いわば、年金保障の面からは中途半ばな立場におかれています。

加入するかしないかは、本人の自由意思にまかされていますが、加入すれば、あなた自身の年金がうけられますし、病气やけがで障害者になったときなどにも年金がうけられますので、加入をおすすめします。

なお、あなたが結婚前に加入していた厚生年金の五分分は、国民年金に加入しなくても、六十歳から通算老齢年金としてうけられます。

外国人の国民年金加入

(問) 私はA国籍の外国人です。外国人も国民年金に加入できるようにになったと聞きましたが、いつから加入できますか。

(答) 国民年金は、これまで日本人だけを加入の対象としていましたが、日本が難民条約に加入し

たため、日本に住んでいる外国人の方も、昭和五十七年一月から国民年金に加入できるようになりました。

このため、厚生年金などの他の公的年金に加入していない二十歳以上五十九歳までの外国人の方も、日本人と同じように強制加入となります。

ただし、強制加入に該当しても、六十歳までに老齢年金か通算老齢年金の資格ができない人は、加入をやめることができます。

病気で障害者になった

(問) 私の夫は、高血圧で倒れ(五十四年十月)、入院して二年を過ぎましたが、こんな場合、何か年金が支給されないのでしょうか。

国民年金は昭和三十六年から加入しており、現在まで保険料を納めています。

(答) 国民年金では、加入中の病气やケガが原因で障害者になったときは、次の条件にあてはまれば「障害年金」が支給されます。

① 障害の原因になった病气やケガで初めて医者にかかった

ものですか。この制度のしくみなどについて、教えて下さい。

(答) わが国の年金制度は、一般の会社に勤めている人が加入する厚生年金、農民・自営業者などが加入する国民年金、船員が加入する船員保険、公務員が加入する共済組合など八つの公的年金からなり立っており、一つの制度から老齢年金(退職年金)をうけるためには、一定期間、その年金制度に加入することが条件になっています。

このため、職業をかえて、いくつかの制度に加入した人は、老齢(退職)年金に必要な加入期間に達することができない場合が生じます。そこで、いくつかの制度の加入期間を合算すると当然、老齢(退職)年金がうけられるだけの期間となる人に、年金を支給する途を開くために創設されたのが通算年金の制度です。

通算の対象となる年金制度は、八つの公的年金(図1)です。

通算の対象となる期間(「通算対象期間」といいます)は、原則として、通算年金制度ができた昭和三十六年四月以降の期間に限ら

れています。

通算老齢年金は、公的年金の加入期間が一年以上あって、次のいずれかに該当する人がうけられます。

- ① 厚生年金、船員保険、各共済組合および国民年金の加入期間を合わせて二十五年(国民年金以外の期間を合算する場合は二十年)以上あるとき。なお、昭和五年四月一日以前に生れた人の場合は、生年月日に応じて二十四年から十年に短縮される特例があります。
- ② 他の公的年金制度において老齢(退職)年金をうけられる加入期間があるとき。
- ③ 恩給や地方公務員の退職年金条例、旧陸海軍の共済組合などから、年金給付をうけられるとき。

通算老齢年金の額は、加入した年金制度ごとに計算し、それぞれの制度から支給されます。

通算老齢年金が受けられる年齢は、厚生年金、共済組合は六十歳から、国民年金は六十五歳からです。

受けられる年齢になったときは、加入した制度へそれぞれ請求の手續をすることになります。

カラ期間と合わせて

25年以上

(問) 私は国民年金に任意加入しています。サラリーマンの妻は一年以上国民年金に加入すれば、通算老齢年金が受けられると聞きましたか……

(答) サラリーマンの奥さんは、国民年金には任意加入となっていますが、サラリーマンの妻の期間も「カラ期間」として通算対象期間としています。したがって、年金に加入した期間と合算して二十五年以上あれば、加入した年金制度から通算老齢年金が受けられます。

あなたの場合、国民年金に一年以上の加入期間があれば、国民年金から通算老齢年金が受けられます。

なお、「カラ期間」については、年金額の計算には含まれませんので、保険料を納めた期間分が年金額となります。

● 国民年金の年金給付

老 齢 年 金	25年以上保険料を納めた人が65歳になったとき (60歳から減額支給あり)	年金額	25年納付 543,300円 40年納付 869,300円
通 算 老 齢 年 金	他の年金と国民年金の加入期間の合計が25年以上の人が65歳になったとき (60歳からの減額支給あり)	年金額	10年納付 217,300円 20年納付 434,600円
障 害 年 金	最近の1年以上保険料を納めている人が障害者になったとき	年金額	1級 675,900円 2級 540,700円
母 子 (準 母 子) 年 金	最近の1年以上保険料を納めている人が、夫などと死別し18歳未満の子(孫、弟、妹)を養育しているとき	年金額	子1人 720,700円 (寡婦加算 180,000円を含む) 子2人 780,700円
遺 児 年 金	最近の1年以上保険料を納めている父または母が死亡し遺児となったとき	年金額	遺児1人 540,700円 遺児2人 600,700円
寡 婦 年 金	老齢年金を受けられる夫が年金を受けずに死亡したとき、60歳から65歳になるまで妻に支給	年金額	夫の老齢年金の半額
死 亡 一 時 金	3年以上保険料を納めた人が、年金を受けずに死亡したとき	一時金	23,000~52,000円